

## 岐阜県建設工事共通仕様書の運用

### 本編【関係分抜粋】

#### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

##### 1-1-11 施工体制台帳

###### 1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月16日付け国港技第123号、国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを当該工種施工開始前までに監督員に**提出**しなければならない。なお、台帳提出毎の**施工計画書**の変更は必要ないものとする。

受注者は、「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づき監督員が行う調査に協力しなければならない。

###### 2. 施工体系図

受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月16日付け国港技第123号、国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に**提出**しなければならない。

施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

###### 3. 名札等の着用

受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させるものとする。名札は図1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定するものをいう。）

監理（主任）技術者、監理技術者補佐	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">写 真</div> <div style="margin-bottom: 10px;">2cm×3cm</div> <div>程 度</div> </div>	氏名    ○○ ○○ 工事名   ○○改良工事 工期     自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社    ◇◇建設株式会社
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;">印</div>

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

注3) 不要な文字は、抹消する。

図1-1 名札の標準図

###### 4. 施工体制台帳等変更時の処置

受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかにその写しを監督員に**提出**しなければならない。

#### 5. 建設業許可票の掲示

受注者は、建設業法第40条に従い、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に建設業許可票を掲示しなければならない。

### 1-1-28 工事関係者に対する措置請求

#### 1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 2. 技術者に対する措置

発注者または監督員は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 1-1-29 工事中の安全確保

#### 21. 情報BOX等の埋設管路の事故防止

##### (2) 事故防止に関する施工手順

- 1) 受注者は、図1-3に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する埋設物責任者（主任技術者、監理技術者、または特例監理技術者とする）を選任の上、**施工計画書**に記載し、監督員に**提出**するものとする。

### 1-1-46 主任技術者及び監理技術者等

#### 1. 技術者の選任

受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者、監理技術者、または監理技術者補佐を定める場合で、当該工事で一般土木工事である場合には、本項(1)(2)(3)の資格を有する主任技術者、監理技術者、または監理技術者補佐を選任するものとする。なお、受注者が特例監理技術者を定める場合には、本項(1)の資格を有する監理技術者を選任するものとする。選任時には、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを現場代理人・技術者届（様式22号）に添付して監督員に**提出**しなければならない。

また、特定専門工事の主任技術者が下請の主任技術者が行うべき職務も兼務する場合は、経歴書に当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関する1年以上の指導監督的な実務経験の記載を必須とする。

##### (1) 監理技術者

次の①②または③に掲げる者

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工または一級の土木施工管理とするものに合格した者。
- ② 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）または林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
- ③ 建設業法第15条第2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。

##### (2) 主任技術者

次の①②③または④に掲げる者

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工または一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。
- ② 技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）または林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
- ③ 建設業法第 15 条第 2 号ハの規定により建設大臣が同条 2 号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。
- ④ 上記①②または③の他、下記の基準を満足する者。（建設業法による要件）

学歴	実務経験
高等学校（旧中学校令による実業学校も含む）	5 年以上
大学・高等専門学校	3 年以上
その他	10 年以上

### （3） 監理技術者補佐

次の①または②に掲げる者

- ① 主任技術者の資格を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）（令和 3 年 4 月施行）。
- ② 監理技術者の資格を有する者。

## 2. 技術者の変更

受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督員との**協議**により、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、または監理技術者補佐（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- 1) 死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合。
- 2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- 4) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
- 5) 「メンテナンスエキスパート（ME）養成講座」に参加する場合。
- 6) 上記 1) から 4) において途中交代を認める際の現場対応
  - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
  - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を一定期間の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
  - ③ 工事期間内においては、1 年間に 2 回程度を超えない範囲で認めるものとする。

## 3. 監理技術者等

受注者は、専任の者でなければならない監理技術者、または特例監理技術者を建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督員に**提出**するものとする。

## 4. 工場製作後に現場据付作業を伴う工事

受注者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、または監理技術者補佐を第1編 1-1-5 **施工計画書**に記載しなければならない。

#### 5. 現場代理人・技術者届

受注者は、現場代理人・技術者届（様式 22 号）を工事請負契約締結日から7日以内に**提出**しなければならない。

#### 6. 技術者の配置

受注者は、一般競争入札で契約した工事については、契約前に**提出**した技術資料に記載した主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、または監理技術者補佐を配置するものとする。

## 第3編 土木工事共通編

### 第1章 一般施工

#### 第4節 基礎工

##### 1-4-4 既製杭工

#### 24. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手

既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、H鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合わせ溶接とする。現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。なお、溶接管理技術者は、監理技術者または特例監理技術者が兼務できるものとする。

#### 28. 基礎杭の適正な施工を確保するために講ずべき措置

- (1) 受注者は、基礎杭工事の施工前に、**設計図書**等に記載された地盤条件、施工方法、工期等の基礎杭工事の施工に関する事項を**確認**し、基礎杭施工体制に係る全ての下請負人（以下「杭施工業者」という。）と共有すること。
- (2) 監理技術者、特例監理技術者又は受注者の主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、現場条件に即した適正な基礎杭の施工を確保する計画、また記録データ消失に備え写真撮影等の施工記録に代替える記録を確保する手法をあらかじめ定めた**施工計画書**を作成し、監督員に対しその内容について説明を行うこと。
- (3) 監理技術者等は、基礎杭工事の施工前又は施工中に**設計図書**等に基づく施工が困難であること、**設計図書**等を示された地盤条件と現場条件とが異なることを杭施工業者が発見した時は、書面をもってその旨を**報告**させること。

監理技術者等は、杭施工業者から**報告**がなされた場合には、監督員と遅滞なく**協議**をすること。

- (4) 監理技術者等は、試験杭施工について自ら立会い、原則として監督員の立会いを求めるとともに、杭施工業者の主任技術者に立会いのもとで支持層の位置等を**確認**すること。
- (5) 受注者は、すべての基礎杭施工に必ず立会い、支持層への到達を**確認**すること。また、監理技術者等は杭の施工に関する記録データ等、杭の支持層到達等を証明する記録を遅滞なく監督員へ**提出**すること。